

大島町観光総合計画策定業務委託 仕様書

1 業務名

大島町観光総合計画策定業務委託

2 業務の目的と背景

大島町では、令和6年3月に「第7次大島町基本構想・前期基本計画」を策定し、持続可能な観光地をつくるため、多様な関係者が連携し、大島町が目指すべきコンセプトやターゲットを明確化して共有する。戦略的・継続的な観光振興をスムーズにするため、各関係機関と連携した体制を構築し、次世代に活躍する人材育成を図っている。

そのため、各観光業関係機関・住民と連携し、観光資源の発掘や既存施設の見直し、観光客の受け入れ態勢整備等、現状課題に積極的に取り組める実現性・実効性のある大島町観光総合計画(計画期間:令和8年～令和17年)を策定するため、策定に資する調査及び住民参加のワークショップを実施する。

3 業務期間

契約締結日～令和7年3月25日

4 業務内容

(1) 観光振興に係る基礎調査の実施

(ア) 観光振興に係る各種データの収集・分析

大島町の観光に関する現状分析と調査を実施すること。大島町の観光資源等に関する情報を収集・整理するとともに、国や東京都が公表する各種調査データの収集・分析や SNS データ等の収集・分析も行う。

調査や分析においては、訪日外国人観光客を含めた観光客を対象とし、最近の動向や今後の見通しについても検討すること。

(イ) 観光業関係機関へのヒアリングの実施

大島町の観光振興に関わる観光業関係者へのヒアリングを10件以上実施すること。

(ウ) 観光客へのインタビューの実施

大島町へ訪問した経験のある観光客を対象とし、デプスインタビューまたはグループでのインタビュー調査を実施すること。インタビューは、想定される観光客のターゲット層ごとに実施し、各5件以上実施すること。ターゲット層には、訪日外国人客を1件以上含めること。

(2) 調査結果を踏まえた戦略・施策の具体的提案

(ア) 大島町が目指すべき姿とKPIの設定

大島町が観光振興を通じて目指すべき10年後のビジョンを設定すること。また、令和12年(2030年)、令和17年(2035年)に達成すべきKPIを設定すること。

(イ) 大島町の観光戦略・ストーリーの策定

大島町が目指すべき姿を実現するための観光戦略を策定すること。また、具体的な観光客のターゲットを想定し、観光客で賑わう大島町が実現するまでのストーリーを描くこと。

(3) 持続可能な観光振興体制の構築支援

(ア) 機運醸成に向けた町内ワークショップの開催

大島町の観光を持続可能な形で推進するためには、町民の理解を得て、ニーズに合った施策の展開が必要である。そこで、観光振興に関する町内ワークショップを3回以上、町内で開催すること。開催の際は、町民が参加しやすいよう開催方法(開催場所、時間等)を工夫すること。

(4) 大島町観光総合計画策定委員会の運営支援

(ア) 大島町観光総合計画策定委員会の運営支援

大島町観光総合計画策定委員会の運営を支援すること。開催に向けた資料作成、当日の運営、及び記録の作成を行うこと。策定委員会は、下表の開催予定に基づき、3回開催すること。

<開催予定>

開催回	開催時期	内容
第1回	令和6年6月～8月	<ul style="list-style-type: none"> 大島町観光振興計画策定委員会の体制 大島町観光振興計画策定のスケジュール(案) 大島町観光振興の現状と課題
第2回	令和6年9月～11月	<ul style="list-style-type: none"> 各種調査結果の報告(各種データ分析、町民アンケート調査、観光業関係機関ヒアリング) 町内ワークショップ開催報告 大島町が目指すべき姿の検討結果
第3回	令和6年12月～令和7年1月	<ul style="list-style-type: none"> 各種調査結果の報告(観光客へのインタビューの実施) 観光振興の戦略仮説とストーリーの検討結果
第4回	令和7年2月	<ul style="list-style-type: none"> 観光振興のKPIの検討結果 観光振興に係る戦略・施策の検討結果

5 納品物

本業務完了時には、以下の書類を大島町へ提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 調査報告書(本編) ※PDF 及び Word 形式
- (3) 調査報告書(概要版) ※PDF 及び Word 形式
- (4) 各種引用データ、調査データ
- (5) 上記データを保存した CD-ROM または DVD

6 その他

- (1) 本業務委託に応募する事業者は、以下の条件を満たすこと。
 - (ア) 地方自治表施工令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (イ) 落札決定の日までにおいて、大島町及び他の自治体において指名停止期間中でないこと。
 - (ウ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)に基づく再生手続開始申立てがなされていないこと。
 - (エ) 当該事業の目的を理解し、的確に遂行する能力を有すること。
 - (オ) 契約期間中の業務は、原則として、プロポーザル提案を作成したスタッフと同一のスタッフが担当すること。
 - (カ) 過去 10 年以内に、都道府県又は区市町村から受注した事業において、観光振興又はプロモーションに関する事業に従事した者。

以上